

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表一件

福島県監査委員

監査公表第14号

平成27年3月27日監査公表第9号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成27年8月25日

福島県監査委員 小 山 善 継
福島県監査委員 三 村 博 昭
福島県監査委員 美 馬 武 千 代
福島県監査委員 尾 形 克 彦
27財第540号
平成27年5月29日

福島県監査委員 小 山 善 継
福島県監査委員 三 村 博 昭
福島県監査委員 美 馬 武 千 代
福島県監査委員 尾 形 克 彦
様

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

平成26年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成27年3月17日付け26福監第234号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
公の施設における指定管理者制度について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況

第3 監査委員意見

1 指定管理者制度導入について

直営の都市公園において、指定管理に移行した都市公園の検証を踏まえ、指定管理者制度への移行等について具体的な検討を進められたい。(まちづくり推進課)

2 指定管理者の選定手続について

太陽の国の一括公募において、施設の種類や利用状況、効果的かつ効率的な管理等施設の在り方について再検討するとともに、競争性を確保できる募集方法について見直しを検討されたい。(保健福祉総務課)

太陽の国ひばり寮、太陽の国けやき荘、太陽の国かしわ荘、太陽の国かえで荘並びにばんだい荘あおば及びわかばにおいて、施設の今後の在り方を踏まえながら、公募方法や管理期間の見直しを検討されたい。(障がい福祉課)

(まちづくり推進課)

指定管理に移行した都市公園の検証を踏まえ、課題等の洗い出しを進めながら、指定管理者制度への移行等について検討していきたい。

(保健福祉総務課、障がい福祉課)

太陽の国病院については、障がい者の特性に応じた医療提供体制を構築しており、病院の医師が各入所施設の配置医師を担う役割がある中で、病院の経営の面でも採算が取れない福祉政策的医療を担う必要があり、障がい者支援施設の運営と併せて、一体的で効率的な運営が求められている。

また、入所者の処遇向上の面で、障がいの症状に応じた適切な治療や、その後の効果的な自立訓練等の生活の質の向上のためにも、病院スタッフと障がい者支援施設の職員が相互理解の下、密接に連携していく必要がある。

厚生センター、中央公園及び勤労身体障がい者体育館については、一般の方々の利用もあるが、主として施設入所者の処遇改善のために使用されていることから、障がい者支援施設との密接な連携の下、施設入所者の障がいの特性に応じた管理・運用が必要であり、専門的な知識を有していない者が物品や施設の管理を行った場合、予期せぬ事故等が発生するおそれがある。

また、当該施設は、広範囲に配置されており、管理には多くの人員が必要になる。現在は、指定管理者の職員2名、臨時事務補助員4名が他の業務と兼務して運営しており、分割して公募した場合、非効率となり、人件費の増など運営経費の大幅な増加となるおそれがある。

以上の検討結果を踏まえると、障がい者支援施設の入所者の処遇向上や施設の経営の効率化を図るためには、太陽の国の施設を分割して運営することはデメリットが大きく、施設全体を一体的に運営する必要があるものと考えられる。

障がい者支援施設は、専門性を有する人材を確保した上で管理運営を行わなければならないという特殊性のため、施設全体の指定管理者を非公募により選定する方法も考えられるが、公募を行った場合、競争原理により、施設入所者の処遇向上や運営経費の節減等への取組効果が期待できる。

施設入所者の処遇向上と効率的な運営を図るため、今後も指定管理の在り方を検討していきたい。

福島県文化センターの公募において、施設の種類の利用状況を踏まえた効果的かつ効率的な管理等、施設の在り方について再検討するとともに、競争性を確保できる募集方法について見直しを検討されたい。(文化振興課)

ふくしま海洋科学館の施設運営における特殊性や効果的かつ効率的な運営の観点から、公募方法、管理期間等の見直しを検討されたい。(生涯学習課)

福島県中小企業振興館において、施設の業務内容や利用状況、効果的かつ効率的な管理等及び施設の在り方について再検討するとともに、募集方法について見直しを検討されたい。(経営金融課)

指定管理者選定の更新等に際しては、施設所管課と協議し、施設の実態に合った募集方法や管理期間について柔軟に対応されたい。(行政経営課)

- 3 指定管理者との協定内容等について
福島県男女共生センターの休館日の宿泊者受入れについて、休館日や開館時間の設定に関し、指定管理者の体制等も踏まえ、見直しを検討されたい。
(青少年・男女共生課)

福島県ハイテクプラザの休館日や開館時間の設定に関し、指定管理者の体制等も踏まえ、見直しを検討されたい。
(産業創出課)

福島県ハイテクプラザ条例と協定仕様書の指定管理対象施設の表記が整合していないため、調整されたい。(産業創出課)

(文化振興課)
歴史資料館については、学術的利用が主であることから観覧料を無料としており、単独では採算が取れないことから、現状のとおり文化会館と一体的に管理することが適当である。

競争性を確保できる募集方法については、今後検討していきたい。

(生涯学習課)
次回の指定管理者選定に向けて、実情を見極めながら、募集の在り方について関係課とも調整して検討していきたい。

(経営金融課)
中小企業振興館は、県内中小企業者等を総合的に支援するための施設であるため、県が中小企業支援センターとして指定している公益財団法人福島県産業振興センターを非公募により指定管理者としているところであるが、施設の業務内容や利用状況等及び施設の在り方について再検討を行い、次回の募集に向けて募集方法についても検討していきたい。

(行政経営課)
選定手続における透明性の確保や県民への説明責任を踏まえた募集方法及び制度活用のための適切な指定管理期間を検討するよう、改めて各指定管理施設担当課を所管する部等に対し、平成27年4月30日付けで文書で通知した。

(男女共生課)
当該施設の休館日の宿泊受入れについては、指定管理者の勤務体制、費用対効果等の課題がある。
男女共同参画社会実現のための実践的活動拠点として、宿泊を伴う研修等の招致策を更に講じるなど、今後も施設の設置目的に沿った利用者の利便性の向上が図られるよう適切に対応していく。

(産業創出課)
条例で「必要があると認めるときは臨時に開館できる」旨の規定があり、利用者の要望に応じ、臨時開館を実施している。現状として需要は高くないものの、今後の利用動向等を踏まえ、必要と認められる場合には、休館日や開館時間の見直しを検討していきたい。

(産業創出課)
施設の管理実態に即した適切な表記に整合を図るよう調整していきたい。

福島県総合緑化センターと逢瀬公園において、指定管理協定仕様書等における管理方法の相違について、関係課における調整を検討されたい。(森林保全課、まちづくり推進課)

4 指定管理者制度の運用について

クライミングウォールにおいて、あづま総合運動公園と一体として取扱いができるよう、所管換えを含めて検討されたい。(スポーツ課、まちづくり推進課)

県営住宅(県北)、(県中)、(会津)及び(いわき)において、指定管理者を担当する建設事務所が、指定管理業務等を適切に監督、指導及びチェックできる体制となるよう、検討されたい。(建築住宅課)

県営住宅の現金による家賃徴収について、指定管理者に別途委託を行っているが、地方自治法施行令に基づく告示がなされていない。

については、関係法令に基づく手続漏れがないよう確認されたい。(建築住宅課)

太陽の国厚生センター使用料徴収、太陽の国病院手数料徴収及び福島県勤労身体障がい者体育館使用料徴収についても、指定管理者に別途委託を行っているが、地方自治法施行令に基づく告示がなされていない。

については、関係法令に基づく手続漏れがないよう確認されたい。(保健福祉総務課)

事業報告書の様式、記載方法、添付書類等について、指定管理事業全体の収支状況が分かるものとなるよう見直しを検討されたい。(各指定管理施設担当課)

(森林保全課)
関係課と打合せを行い更なる効率的な管理となるよう検討することとした。

(まちづくり推進課)
より効率的な管理となるよう関係課との打合せを行うよう検討していきたい。

(スポーツ課)
次期指定管理委託に向け、公園管理者であるまちづくり推進課と、より効率的な運用ができるのか検討していきたい。

(まちづくり推進課)
より効率的な運用ができるのか検討していきたい。

(建築住宅課)
県営住宅管理システムについては、建設事務所職員にもパスワードを付与しており、常時確認できる体制としている。また、指定管理者に対して四半期ごとに実施する執行状況調査等において、効果的な指導等の検討を行いながら、よりの確な業務の執行を指導していくこととした。

(建築住宅課)
手続漏れがないよう職員の関係法令の理解を徹底するとともに、チェック体制を強化していく。なお、今年度は6月2日に告示を予定している。

(保健福祉総務課)
確認した結果、告示がされていなかったため、速やかに告示を行うこととした。今後は手続漏れがないよう職員の関係法令の理解を深めるとともに、確認体制を強化していく。

(保健福祉総務課、障がい福祉課)
指定管理事業ごとの収支状況の報告に加え、全体の収支が分かるよう、添付書類を見直すこととする。

(経営金融課)
事業報告書については、指定管理事業全体の収支状況が分かる適切な内容となるよう見直しを行う。

(産業創出課)

今後の指定管理者が代わった場合の引継ぎに際し、円滑な引継ぎがなされるよう、新旧指定管理者の指導を徹底されたい。(各指定管理施設担当課)

指定管理事業全体の収支状況が分かるものとなるよう、提出書類の見直しを検討していきたい。

(県産品振興戦略課)

事業報告書については、指定管理業務全体の収支状況が分かる適切な内容となるよう見直しを行う。

(建築住宅課)

事業報告は、人件費、直接事務費、一般管理費、維持補修費等と科目ごとに報告されており、事業全体の収支状況は把握している。なお、支出状況を明確にするため、科目ごとの内訳を添付することとしていく。

(文化振興課、生涯学習課、スポーツ課)

引継ぎが生じた場合には、円滑な引継ぎがなされるよう新旧指定管理者の指導を徹底します。

(男女共生課)

指定管理者が変更となる場合、引継ぎが円滑に行われるよう新旧指定管理者の指導を徹底します。

(保健福祉総務課、障がい福祉課)

指定管理業務の引継ぎについては、基本協定書において定めており、円滑に管理業務の引継ぎが行われるよう、必要に応じて引継書の確認、県による立会等の対応を検討していく。

(経営金融課、産業創出課、観光交流課、県産品振興戦略課)

指定管理者に変更が生じた場合は、新旧指定管理者への指導を徹底していきたい。

(森林保全課)

指定管理者が代わった場合は、円滑な引継ぎがなされるよう新旧指定管理者の指導を徹底します。

(まちづくり推進課)

引継ぎが生じた場合には、新旧指定管理者の指導を徹底します。

(港湾課)

引継ぎが生じた場合は、円滑な引継ぎがされるよう指導を徹底します。

(建築住宅課)

新たに指定管理者を指定したときは、業務開始の約3か月前に、新旧の指定管理者の実務的な事務引継ぎの機会を設けており、県及び旧指定管理者から適切に

5 県と指定管理者の責任分担について
施設修繕や備品更新において、協定上の責任分担を超える負担を指定管理者に負わせることのないよう、必要な措置を講じられたい。(各指定管理施設担当課)

指導することとしている。

(文化振興課)

指定管理者に協定上の責任分担を超える負担が生じないよう、毎年度継続的に財源の確保に努めていきたい。

(生涯学習課)

ふくしま海洋科学館については、協定上、緊急性がある場合、県及び指定管理者の両者協議・合意の上、責任分担を変更することができることとしているが、改めて適切な責任分担の在り方について検討していきたい。

(男女共生課)

平成27年度に施設全体の修繕計画を策定する予定であり、計画に基づいた適切な予算の確保に努めていく。

(保健福祉総務課、障がい福祉課)

太陽の国については、新たな修繕及び備品更新については、基本的に指定管理料の枠内で対応している。

ただし、仕様書において、大規模修繕(250万円以上)については、別途協議することとしており、協定上の責任分担を超える費用負担を指定管理者に負わせることのないよう指定管理者と協議の上、対応している。

(障がい福祉課)

点字図書館については、仕様書において、20万円を超える施設、設備及び備品の修繕については、別途協議することとしている。また、施設及び設備の改良及び改修についても、別途協議することとしており、協定上の責任分担を超える費用負担を指定管理者に負わせることのないよう指定管理者と協議の上、予算措置も含めて必要な措置を講じている。

(経営金融課)

協定の負担額を超える場合に備えて、毎年、一定額を県の予算として計上しているところであり、今後も双方協議して適切に対応する。

(産業創出課)

指定管理者との連携を密にし、適切な役割分担を継続していきたい。

(観光交流課、県産品振興戦略課)

修繕費については、毎年度、必要額を計上しているところであるが、基本協定において定めた負担区分を基本として、修繕等の程度、種類等を勘案しながら、

施設管理やサービス提供に支障が生じないように、適正な予算及び指定管理委託料の確保に努められたい。(各指定管理施設担当課)

利用料金の減免において、インセンティブの観点からも、補填の在り方を検討の上、適切に対応できるよう努められたい。(各指定管理施設担当課)

6 施設の設置目的に沿った管理運営について

指定管理の主要事業である中小企業支援センター業務の実績が、公表される評価内容に反映されるよう、適切な見直しを検討されたい。(経営金融課)

7 指定管理運営の評価と見直しについて

必要に応じて双方協議の上、適切に対応する。

(文化振興課、生涯学習課、スポーツ課)
適正な予算及び指定管理委託料の確保に努めており、今後も確保に努めていきたい。

(男女共生課)
今後も収支状況等を勘案しながら、適正な予算の確保に努めていく。

(保健福祉総務課、障がい福祉課)
適正な予算及び指定管理委託料は確保しており、今後も適正な執行に努めていく。

(経営金融課、産業創出課、観光交流課、県産品振興戦略課)
適正な予算及び指定管理委託料の確保に努めていきたい。

(まちづくり推進課)
適正な予算及び指定管理委託料の確保に努めていきます。

(文化振興課、生涯学習課)
減免部分に係る補填について、適切な補助金の確保に努めていきたい。

(経営金融課)
利用料金の減免制度はあるが、県の収入としているため、補填の必要はない。

(観光交流課)
県が原子力災害による避難指示区域市町村の復旧・復興を支援していく観点から指定管理者と協議の上で実施している利用料金の減免については、引き続き補填を行う。ただし、指定管理者が自らの経営判断等により実施している減免については、補填は行わない。

(まちづくり推進課)
他の施設の状況や各部局等の意見を考慮しながら検討していきたい。

(経営金融課)
中小企業支援センターとしての業務は指定管理業務の重要な部分を占めているため、事業報告書で内容を確認できるよう改め、評価内容にも反映できるよう見直しを行う。

指定管理運営の評価と見直しのための外部有識者を含めた委員会の導入等を検討されたい。(各指定管理施設担当課、行政経営課)

毎年度のモニタリングや評価に対しては、極力実地調査の上、評価及び見直しを行うことが望ましい。(各指定管理施設担当課)

(文化振興課、生涯学習課)
他の施設の状況等を考慮しながら検討していききたい。

(スポーツ課)
公園管理者であるまちづくり推進課と調整しながら検討していききたい。

(保健福祉総務課、障がい福祉課)
指定管理者選定検討会等を活用し、評価をしていく方法等を検討していく。

(経営金融課、観光交流課、県産品振興戦略課)
外部有識者を含めた委員会の導入については、他の施設の状況等を考慮しながら検討していききたい。

(産業創出課)
例年6月に開催する第1回運営評価委員会において、引き続き指定管理者の評価をすることとしたい。専門的知見を有する外部有識者等の視点の導入については、他県の状況等を踏まえ、今後導入していききたい。

(森林保全課)
各団体の有識者(役員)による検討を進めているところである。

(行政経営課)
評価を行う際の専門的知見を有する外部有識者等の視点の導入については、他県の状況等も踏まえ、今後検討していく。

(文化振興課、生涯学習課、スポーツ課)
事業報告書受理後以外についても、実地調査を適時実施している。

(男女共生課)
規定に基づいた報告の評価を行うとともに、随時実地調査を行い改善点について指示を行っている。

(保健福祉総務課、障がい福祉課)
太陽の国については、年1回、委託事業成果確認検査を行っている。

(障がい福祉課)
点字図書館については、四半期報告、事業報告等に基づき、従来の書面審査に加え、今後、実地調査を行うよう検討していききたい。

(経営金融課)
施設の管理運営については、適宜、現地調査等を行い、状況把握に努め、適切に対応する。

利用料金制を導入している施設の經常収支の状況を踏まえ、經常的に収支が黒字となっており正味財産額が相当程度増加している施設にあっては、次期指定管理期間の指定管理委託料等に反映させる方法も検討されたい。(各指定管理施設担当課)

(産業創出課)

随時、実地にて打合せを実施しており、評価及び見直しをその都度実施している。

(観光交流課)

施設の管理運営状況については、適宜、現地調査等を行い、状況把握に努め、適切に対応する。

(県産品振興戦略課)

施設の管理運営については、適宜、現地調査等を行い、状況把握に努め、適切に対応する。

(森林保全課)

毎年度現地調査の上、評価を行っている。

(まちづくり推進課)

事業報告書受理後以外についても、必要に応じて実地調査を実施していくこととした。

(港湾課)

公の施設の管理の適正を期するため、事業報告に加え、必要に応じて実地調査も適時実施していくこととする。

(建築住宅課)

協定締結後3年目に、団地管理人に対する聞き取り調査やアンケートによる入居者に対する満足度調査を行い、その結果を受けた指定管理者の自己評価について指定管理者選定検討会において、検証することとしている。

(生涯学習課)

ふくしま海洋科学館については、東日本大震災後は、利用料金収入が減少している。これについては、原子力発電所の事故に起因する来場者の減少によるものであり、事故後の作業状況、賠償等に左右されるといった不透明な状況を鑑み、支出を抑制している状況であり、その結果、黒字となっている。次期指定管理に向けて状況を見極めながら検討していきたい。

(保健福祉総務課、障がい福祉課)

次期指定管理期間の指定管理委託料等に反映させる方法については、施設の適切な管理運営を維持する観点等から、収支状況を十分把握した上で、検討していく。

(観光交流課)

前期指定期間における収支のみではな

指定管理委託料の算定において、実績等を基にした従前の例に偏ることなく、また指定管理者による施設運営の妨げになる負担を強いることがないように、適切な委託料の額を措置する必要があることを改めて指定管理施設担当課に対し周知されたい。(行政経営課)

8 指定管理者制度の導入効果について
福島県ハイテクプラザにおいて、経済的かつ効率的な管理運営の在り方について、指定管理者制度導入効果の視点を踏まえた検討をされたい。(産業創出課)

福島県昭和の森において、経済的かつ効果的な管理運営の在り方について、指定管理者制度導入効果の視点を踏まえた検討をされたい。(森林保全課)

く、管理運営状況等を総合的に勘案した上で検討していきたい。

(県産品振興戦略課)
利用料金制については、事業者の自主的な経営努力により、弾力的な収支計画の立案が可能であることから、次期指定期間における収支のみでなく、管理運営状況等を総合的に勘案した上で検討していきたい。

(まちづくり推進課)
経常的に収支が黒字となる施設については、他の施設の状況等を踏まえながら、次期指定管理期間の指定管理委託料等に反映させる方法も検討していきたい。

(行政経営課)
毎年度の委託料の設定に当たっては、指定管理者が経営努力を発揮しサービス水準の向上が図られるよう、また、公の施設の管理運営に支障が出ないように適切な額の委託料を措置するよう、改めて各指定管理施設担当課を所管する部等に対し、平成27年4月30日付けで文書で通知した。

(産業創出課)
ハイテクプラザにおける依頼試験業務の実績数は、各技術支援センターと比べても突出しており、定型的な依頼試験を指定管理業務に組み入れることによりハイテクプラザの効果的運営が図られている。

(森林保全課)
内容について検討した結果、冬期間の巡視を含め、年間を通じた森林や施設の管理は必須であることから、現在の管理方法は経済的かつ効果的であると考えている。

(監査総務課)

監査公表第15号

平成27年3月27日監査公表第9号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成27年8月25日

福島県監査委員 小松山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 27教財第267号
 平成27年5月29日

福島県監査委員 小松山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭

福島県監査委員 美 馬 武千代 様
 福島県監査委員 尾 形 克 彦

福島県教育委員会委員長 高 橋 金 一 閣

平成26年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成27年3月17日付け26福監第234号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
公の施設における指定管理者制度について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>第3 監査委員意見</p> <p>4 指定管理者制度の運用について 事業報告書の様式、記載方法、添付書類等について、指定管理事業全体の収支状況が分かるものとなるよう見直しを検討されたい。（各指定管理施設担当課）</p> <p>今後の指定管理者が代わった場合の引継ぎに際し、円滑な引継ぎがなされるよう、新旧指定管理者の指導を徹底されたい。（各指定管理施設担当課）</p> <p>5 県と指定管理者の責任分担について 施設修繕や備品更新において、協定上の責任分担を超える負担を指定管理者に負わせることのないよう、必要な措置を講じられたい。（各指定管理施設担当課）</p> <p>施設管理やサービス提供に支障が生じないように、適正な予算及び指定管理委託料の確保に努められたい。（各指定管理施設担当課）</p> <p>利用料金の減免において、インセンティブの観点からも、補填の在り方を検討の上、適切に対応できるよう努められたい。（各指定管理施設担当課）</p> <p>7 指定管理運営の評価と見直しについて 指定管理運営の評価と見直しのための外部有識者を含めた委員会の導入等を検討されたい。（各指定管理施設担当課）</p>	<p>（社会教育課、文化財課） これまでも指定管理事業全体の収支状況が分かる資料の提出がされているが、必要に応じて見直しを検討したい。</p> <p>（社会教育課、文化財課） 指定管理者が代わる場合は、指導を徹底したい。</p> <p>（社会教育課、文化財課） 指定管理者自ら修繕を負担することが困難とならないよう、必要な措置を検討したい。</p> <p>（社会教育課） 関係各課と調整の上、今後も適正な予算確保に努めたい。</p> <p>（文化財課） これまで債務負担行為額とほぼ同額の指定管理料を支出している。今後も適正な予算確保に努めたい。</p> <p>（社会教育課） 指定管理者の負担にならないよう、関係各課と調整の上、必要な措置を検討したい。</p> <p>（社会教育課） 指定管理者選定検討会の活用を含め、検討したい。</p> <p>（文化財課） 外部有識者を含めた委員会を年2回開催している。</p>

毎年度のモニタリングや評価に対しては、極力実地調査の上、評価及び見直しを行うことが望ましい。(各指定管理施設担当課)

利用料金制を導入している施設の経常収支の状況を踏まえ、経常的に収支が黒字となっており正味財産額が相当程度増加している施設にあっては、次期指定管理期間の指定管理委託料等に反映させる方法も検討されたい。(各指定管理施設担当課)

(社会教育課、文化財課)
実地調査の導入を検討したい。

(社会教育課)
直近の収支状況について、経常的に黒字となっていないが、利用料金減免の補填の検討と併せて、必要な措置を検討したい。

(監査総務課)